

山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中山間地における地域課題の解決や、地域の特色を活かした各種取組を支援し、中山間地農業の活性化を図るために事業実施主体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付については、次に掲げるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知。以下「ルネッサンス実施要綱」という。)
- (2) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要領(平成29年3月31日付け28食産第6115号農林水産省食料産業局長、28生産第振第2153号農林水産省生産局長、28経営第3205号農林水産省経営局長、28農振第2276号農林水産省農村振興局長通知。以下「ルネッサンス実施要領」という。)
- (3) 農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)
- (4) 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)
- (5) 山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)

(補助金の交付対象等)

第2条 前条第1項に規定する事業の実施主体は、別表1事業内容1の(1)～(3)の事業はルネッサンス実施要綱第2に定められた「将来ビジョン」を作成した市町村又は地域協議会とし、事業内容1の(4)及び2の(2)の事業は民間団体(農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等)とし、事業内容2の(1)の事業は複数集落を含む地域協議会とする。

2 対象とする事業は、実施要領第2の1及び2のとおりとし、その内容については本要綱別表1のとおりとする。

3 補助対象経費は、本要綱別表2のとおりとする。

4 補助率は、第3項の事業に要する経費の全部又は一部とし、定額とする。

5 事業は、ルネッサンス実施要綱第2の「将来ビジョン」の範囲で実施するものとする。

(交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは規則第4条の規定により、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 交付決定前に事業に着手しようとする事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着手届(様式第2号)を提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の額又は事業内容を変更しようとするとき及び事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 前号に定める軽微な変更は、次のア及びイに該当せず、かつウに該当する場合とする。
 - ア 事業費の3割以上の増減
 - イ 事業実施主体の名称の変更
 - ウ 交付決定を受けた補助金額の増額を伴わず、かつ、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業実施計画の細部の変更
- (3) 事業が予定期間内に完了する見込みのない場合は、速やかにその理由等を知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにするとともに、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書（交付等要綱別記様式第11号）を作成するものとする。

2 前項第1号の承認は、変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付決定の取消)

第6条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合には、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消しすることができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、第1条（3）交付等要綱、（4）実施要領、（5）規則、及び本要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を補助目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定により取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取り消しをした場合において、前項

の返還を通知するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて通知するものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第7条 事業実施主体は、第4条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

(流用の禁止)

第8条 事業実施主体は、別表1の事項の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(状況報告)

第9条 事業実施主体は、規則第10条の規定により、当該年度の各四半期（第1・四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在における遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項のほか、知事は、必要に応じて事業実施主体から遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、規則第12条の規定により交付事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該事業の実施結果が補助事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知（様式第8号）するものとする。

2 事業実施主体は、既に受領している補助金が前項の規定により確定した補助金の額を超えている場合は、知事に返還するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

第12条 知事は、日本国外における交付事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について交付金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について事業実施主体に対して検討を求めることができる。

- 2 事業実施主体は、交付事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第10条による実績報告書において、交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、交付事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、交付等要綱第21第4項に準じて知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(補助金の額の再確定)

- 第13条 事業実施主体は、第10条第1項による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、改めて第9条の規定による報告を行うものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第10条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第10条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の交付方法)

- 第14条 補助金は第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払をすることができるものとする。
- 2 前項ただし書きの規定により補助金の概算払を受けようとする事業実施主体は、概算払請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第15条 事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産(以下「取得財産等」という。)については、次項に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具
 - (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの
- 2 財産処分制限期間は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)」第5条に規定する期間とする。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項の承認については「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うものとする。
 - 5 第1項にかかわらず、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っ

ている制度融資から融資を受ける場合であってかつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第3条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第4条に規定する交付決定通知をもって次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

（財産の管理等）

第16条 事業実施主体は、取得財産等については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（収益納付）

第17条 事業実施主体は、交付事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、交付等要綱別記様式第9号の収益報告書により、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は前項の規定による報告があった場合には交付等要綱第28第1項により、交付決定者に報告する。
- 3 前項の規定による報告により、交付決定者から交付等要綱第28第2項に基づく当該収益の納付を指示された場合にはその一部または全部の納付を事業実施主体に求めることができる。

（証拠書類の保存）

第18条 事業実施主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分制限期間を経過しないものについては、財産管理台帳（交付等要綱別記様式第10号）その他の関係書類を整備し、当該期間が経過するまで保管しなければならない。

（書類の提出）

第19条 本要綱により提出する書類は、正副2部とし、農務事務所に提出するものとする。農務事務所長は、提出された書類の一部を保管し、正本を農政部長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月19日から施行し、平成31年度に交付する交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年度に交付する交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月29日から施行し、令和3年度に交付する交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度に交付する交付金から適用する。

別表1 事業内容（第2条関係）

事 項	具体的な事業内容
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業	<p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援</p> <p>ア. 地域の特色を生かした創意工夫にあふれる取組 関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等</p> <p>イ. 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダーの発掘・育成のための研修参加 等</p> <p>ウ. 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等</p> <p>エ. 説明会・懇談会の開催 関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等</p> <p>(2) 元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより具体的・先進的な活動を支援する。優良事例の創出を加速し、事例の横展開を推進する。</p> <p>ア. 高収益作物の生産等 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売</p> <p>イ. 高付加価値化・販売力強化 品質向上、加工等により農産品の付加価値を向上、ブランド化や販路開拓等の販売力強化</p>

	<p>ウ. 棚田地域の保全・振興 棚田地域等の振興、維持及び保全に関する多様な 取組の実践</p> <p>エ. 複合経営・半農半Xの実践 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営、農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>(3) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において自然災害等の不測の事態が生じた際の避難対策、平常時からの交流深化等の連携を強化した協定の締結</p> <p>(4) 中間地複合経営実践支援 中山間地域等での就農希望者等に対し、農産物、畜産、林業等を含めた多様な組合せによる複合経営に関する指導及び実践を支援、地域特性に応じた複合経営の横展開を図るための情報発信等</p> <p>※ 上記（ 1 ） 及び（ 2 ） のうち営農戦略・販売戦略作成、新規作物・高収益作物の導入及び高付加価値化・販売力強化の取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ 上記（ 3 ） に取り組む場合は、① 地域製品の取組拡大、② 災害時の連携体制整備、③ 都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域と都市的地域の連携協定を策定する。</p>
<p>2 農村型地域運営組織形成推進事業</p>	<p>(1) 農村型地域運営組織モデル形成支援 地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の調査、計画作成、実証に関する取組を支援する。</p> <p>ア 農用地保全 農用地を持続的に保全するための取組</p> <p>イ 地域資源活用 農産物を含む地域資源を活用し、所得向上や雇用確保につながる取組</p> <p>ウ 生活支援 農村地域における生活支援の取組</p> <p>(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、全国単位における取組（各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等）を支援する。</p> <p>※ 上記（1）の取組は次の事項に該当するものでなければならない。</p> <p>1 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定されること</p>

	<p>とされていること。</p> <p>2 生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全及び地域資源活用と一体的に行うものであること。</p>
--	--

注（中山間地農業ルネッサンス推進事業）：具体的な事業内容欄の（２）の「元気な地域創出モデル支援」及び、（３）の「地域レジリエンス強化支援」の各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり 500 万円とする。具体的な事業内容の（４）の中山間複合経営実践支援の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。

注（農村型地域運営組織形成推進事業）：具体的な事業内容欄の（１）農村型地域運営組織モデル形成支援の各年度の助成額の各年度の上限は、事業実施主体当たり 1,000 万円とする。具体的な事業内容欄の（２）全国単位における取組の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。

別表 2 補助対象経費（第 2 条関係）

（１）事業内容 1 の（１）～（３）の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進における各種会議、調査等に要する旅費
	委員旅費等	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・市町村が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与・職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金

	雑役務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培及び試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の基礎補修等の工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の現況調査等に要する経費
	機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 事業内容2の(1)の事業の交付対象経費

費目	細目	内 容
旅 費	調査等旅費	・事業の推進における各種会議、調査等に要する旅費
	委員旅費等	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与・職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費

	工事雑費	・ 工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費
--	------	------------------------------

(3) 事業内容1の(4)及び2の(2)の事業の交付対象経費

費目	細目	内 容
旅 費	調査等旅費	・ 事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員旅費等	・ 会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・ 事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・ 取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・ 事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・ 各種会議等を開催する場合の会場費 ・ 事業の実施に必要な機械リース費 ・ 自動車の使用料等
	印刷製本費	・ 各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・ 事業の実施に必要な資材費 ・ 自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬・給与・職員手当等	・ 事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・ 臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・ 事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・ 事業に直接必要となるその他の経費

第 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり交付を申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
別紙1のとおり
- 3 事業の内容及び計画
別紙1のとおり
- 4 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分			備 考
		県補助金	市町村費	その他	
1 中山間地農業ル ネッサンス推進事業					
(1) 中山間地農業ル ネッサンス推進 支援					
(2) 元気な地域創出 モデル支援					
(3) 地域レジリエス 強化支援					

(4) 中山間地複合経営実践支援					
2 農村型地域運営組織形成推進事業					
(1) 農村型地域運営組織モデル形成支援					
(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援					
合 計					

5 事業の完了予定年月日
令和 年 月 日

6 収支予算

1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 市町村費					
合 計					

2) 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業					
(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援					
(2) 元気な地域創出モデル支援					
(3) 地域レジリエンス強化支援					
(4) 中山間地複合経営実践支援					

<p>2 農村型地域運営組織形成推進事業</p> <p>(1) 農村型地域運営組織モデル形成支援</p> <p>(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援</p>					
<p>合 計</p>					

(別紙1)

令和 年度 中山間地農業活性化推進事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業計画（取組の内容）（変更事業計画）

（注）変更事業計画の場合は、変更前を上段に括弧書きし、変更後計画を下段に記載すること。

取組内容	※別表1を参考に、市町村将来ビジョンの達成に向けた今年度の取組について記載すること。
------	--

3 目標

目標	※本計画で取り組む内容について、具体的な数値目標を記載すること。
----	----------------------------------

4 経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	県補助金	市町村費	その他	備考
	① =②+③+④	②	③	④	
総 額	[]	[]	[]	[]	
1 中山間地農業ル ネッサンス推進事業					
(1) 中山間地農業ル ネッサンス推進 支援					
(2) 元気な地域創出 モデル支援					
(3) 地域レジリエン ス強化支援					
(4) 中山間地複合経 営実践支援					

<p>2 農村型地域運営 組織形成推進事業</p>					
<p>(1) 農村型地域運営 組織モデル形成 支援</p>					
<p>(2) 農村型地域運営 組織形成伴走支 援</p>					

様式第2号（第3条第2項関係）

第 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金
交付決定前着手届

山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第3条第2項に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

(別添)

事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前に実施する理由
円	令和 年 月 日	令和 年 月 日	

農 振 第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。（以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条及び山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により通知する。

1 補助金の交付対象事業

令和 年 月 日付け 第 号の交付申請書に添付された「令和 年度事業実施計画」に記載のとおりとする。

2 事業に要する経費及び補助金の交付決定額

・事業に要する経費	金	円
・補助金交付決定額	金	円

3 事業に要する経費の配分

前記1の交付申請書に記載のとおりとする。

4 事業の実施期間

本交付決定書の通知の日から令和 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第1条第2項(1)～(5)に掲げた規則等の定めるところに従わなければならない。
- (2) 配分された額又は事業内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき及び事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、前号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前号に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- (4) 交付決定者は、前2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- (5) 事業が予定期間内に完了する見込みのない場合は、速やかにその理由等を知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにするとともに、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書（交付等要綱別記様式第11号）を作成するものとする。
- (7) 交付決定通知受理後における取り下げは規則第8条に規定するとおりとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金を他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分制限期間を経過しないものについては、財産管理台帳（交付等要綱別記様式第10号）その他の関係書類を整備し、当該期間が経過するまで保管しなければならない。

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知のあった事業については、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により、申請します。

- 1 変更等後の補助額 金 円〔増(減)額 円〕
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 変更等による経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業内容	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
1 中山間地農業ルネ ッサンス推進事業	()	()	()	()	
(1) 中山間地農業ルネ ッサンス推進支援	()	()	()	()	
(2) 元気な地域創出モ デル支援	()	()	()	()	
(3) 地域レジリエンス 強化支援	()	()	()	()	
(4) 中山間地複合経営実 践支援	()	()	()	()	
2 農村型地域運営組 織形成推進事業					
(1) 農村型地域運営組 織モデル形成支援	()	()	()	()	

(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	

注1 1の補助金額に増減がない場合は、記入を省略できる。

注2 内容を比較するため金額は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

注3 変更後の「令和 年度事業実施計画書（第1号別紙）」を添付すること。

※ 変更・中止・廃止は、承認申請の内容により選択し、不要字句は削除すること。

農 振 第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金
変更（中止・廃止）承認書

令和 年 月 日付け 第 号をもって承認申請のあった事業については、
山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり承認する。

- 1 変更後の補助金交付決定額
金 円〔増(減)額 円〕
- 2 変更（中止・廃止）の内容
承認申請書に記載のとおりとする。
- 3 変更等による経費の配分及び負担区分
承認申請書に記載のとおりとする。
- 4 変更等に伴う補助金の返還（注：該当する場合のみ記載し、該当しない場合は削除）
既概算払額が、変更後の補助金交付額を上回るので、別途発する納入通知書により返還すること。
 - (1) 返還額 金 円
 - (2) 納期限 令和 年 月 日

第 令和 年 月 号
 令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知があった事業について、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

(単位 :

円)

区 分	実施計画		○月末出来高		進捗率 (B/A)	備 考
	補助事業 に要する 経費 (A)	県補助金	事業費 (B)	県補助金		
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業						
(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援						
(2) 元気な地域創出モデル支援						
(3) 地域レジリエンス強化支援						
(4) 中山間地複合経営実践支援						
2 農村型地域運営組織形成推進事業						

(1) 農村型地域運営組織 モデル形成支援						
(2) 農村型地域運営組織 形成伴走支援						
合 計						

(注) 1 「実施計画」の欄には、様式第1号の「4 経費の配分及び負担区分」に記載された金額について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（施設等整備工事は、出来高を金額に換算した額、それ以外は事業に要した支払額）を記載すること。

3 進捗率については、小数点以下第2位を切り上げし小数点以下第1位まで記載する。

3 事業着手年月日

令和 年 月 日

4 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知のあった事業について、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業の内容及び実績
別紙のとおり。 ※ 別紙は実施要領 別紙様式第9号とすること。
- 2 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業内容	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
1 中山間地農業ルネ ッサンス推進事業	()	()	()	()	
(1) 中山間地農業ルネ ッサンス推進支援	()	()	()	()	
(2) 元気な地域創出モ デル支援	()	()	()	()	
(3) 地域レジリエンス 強化支援	()	()	()	()	
(4) 中山間地複合経営実 践支援	()	()	()	()	
2 農村型地域運営組 織形成推進事業	()	()	()	()	
(1) 農村型地域運営組織 モデル形成支援	()	()	()	()	

(2)農村型地域運営組織 形成伴走支援	()	()	()	()	
合 計	()	()	()	()	

注：金額は二段書きとし、申請額（又は変更後）を括弧書きで上段に記載する。

3 事業の完了年月日

令和 年 月 日

4 収支決算

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 市町村費					
合 計					

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 中山間地農業ルネ ッサンス推進事業					
(1)中山間地農業ルネッ サンス推進支援					
(2)元気な地域創出モデ ル支援					
(4)地域レジリエンス強 化支援					
(4)中山間地複合経営実 践支援					
2 農村型地域運営組 織形成推進事業					
(1)農村型地域運営組織 モデル形成支援					
(2)農村型地域運営組織 形成伴走支援					
合 計					

様式第8号（第11条第1項関係）

農 振 第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金の額の確定について

令和 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定をした補助事業については、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

- ・事業に要する経費 金 円
- ・額の確定額 金 円

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け農振第 号をもって交付決定通知のあった事業について、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額③		残高 ①－(②＋③)	備考
		金額	月 日迄 予定出来高		
円	円	円	%	円	

3 概算払請求理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店・支店（支店名 ）

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号

第 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

事業実施主体 印

令和 年度 山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年度山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
 - ・財産管理台帳（交付等要綱別記様式第10号）
 - ・その他知事が必要と認める書類